

新型コロナウイルス感染症に対する行動指針 <社会福祉法人ぱれっと>

令和2年3月1日

社会福祉法人ぱれっとは、感染予防及び感染管理について、次のような措置を講じます。

マスクと消毒液は入手に努めますが、入手が困難な場合があります。その際は職員の指示に従ってください

(1) 利用者・職員に対して、以下を義務付けます

- ① 手洗いと手指の消毒の徹底 (各事業所の出入りに消毒液を備えます)
- ② 調理、配食、飲食の際の手洗いとマスク着用の徹底
- ③ 新型コロナウイルスに関する情報提供と感染防止のための注意喚起
- ④ 毎朝の体温計測と体調管理 (栄養状態を良くし、十分な睡眠をとります)
- ⑤ 大勢が集まる場所はなるべく避ける

(2) 熱(目安は37.5℃以上) やせき、のどの痛みのある利用者に対しては、次のように指導・助言します

- ① (日中) * 通所を控えて自宅で静養してください。下記の目安に該当する方は、受診相談を行い指定の医療機関を受診してください
- ② (GH) * その症状を職員に伝え、自室で静養してください
* 部屋の外に出るときはマスクを着用してください。下記の目安に該当する方は、受診相談を行い指定の医療機関を受診してください
* こまめに手洗いをし、手指の消毒を行ってください
* 不要な外出を控え、大勢の人が集まる場所には行かないようにしてください

新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センターへの受診相談の目安

- ・風邪の症状や37.5℃の以上の熱が4日以上続く方 (解熱剤を飲み続けなければならない方も同様)
 - ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
 - ・重症化しやすい方(注)が、上記状態が2日程度続く場合
- (注) 重症化しやすい方とは、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方を指します。

受診相談 ☎045-664-7761 (毎日午前9時～午後9時)

(3) 利用者で感染者が出た場合

- ① (日中) * 感染が判明した日から必要に応じて拡大防止と消毒のため休所期間を設けることがあります。事業所からのお知らせに注意してください(事業の休止等に関しては行政指導により検討していきます)
- ② (GH) * 入院や自宅での加療など医療機関の指示に従ってください。身辺の消毒をお願いすることがあります
* 在宅で加療となった場合は、職員の指示に従い、感染防止のためできる限り自室で過ごしてください
* 食事も自室でとっていただきます。必ずマスクを着用してください
* 職員はマスク、感染防止用エプロン、手袋等を着用します
* り患した入居者以外の入居者もできる限り外出を避け、自室で過ごしてください
- ③ 感染が判明した場合は速やかに行政報告を行います

以上、詳細は厚労省のガイドラインに従います。